

中四国学生剣道連盟

規約・細則

幹事会運営規則・理事会運営規則・内規

(令和5年4月1日改正版)

中四国学生剣道連盟

東広島市鏡山一丁目三番一号

広島大学体育会剣道部気付

Tel 〇八二、四九〇、四二六五

第一章 総則

(名称)

第一条 本連盟は、中四国学生剣道連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(構成)

第二条 本連盟は、中国・四国地区に存在する大学にて剣道を行う団体を以て構成する。

(所属)

第三条 本連盟は、全日本学生剣道連盟に地域連盟として所属し、構成する。

(本部)

第四条 本連盟の本部を次の所に置く。

東広島市鏡山1丁目3番1号 広島大学体育会剣道部

(目的)

第五条 本連盟は、学生間に於ける剣道の奨励発展と加盟団体相互の緊密な連携を図り、剣道水準の向上および発展に寄与することを以て目的とする。

(事業)

第六条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

① 中四国学生剣道各種大会の開催

② 講習会・研修会等の開催

③ 剣道に関する調査・研究

④ 記録の収録並びに保存

⑤ その他前条の目的達成のために必要と認めた

事項

第一条 中四国学生剣道連盟規約（以下「規約」という。）第2条の規定について、加盟できる団体は、次の通りとする。

加盟できる団体は1大学1団体を基本とする。但し、剣道部の創部に関して大学の成り立ちを考慮する場合もある。

第二条 規約第六条第一号の規定に関しては大会要項を別に定める。

第二章 加盟登録

(加盟・脱退)

- 第七条** 本連盟に加盟・脱退する場合は、幹事会の議決を経て、会長の承認を得なければならない。
- 2 本連盟に加盟を希望する団体は加盟申請願並びに細則に定める書類を会長に提出しなければならない。
- 3 加盟を承認された団体は内規に定める連盟会費を納入しなければならない。
- 4 新規加盟については、剣道部創立後1年経過したものとす。
- 5 新規加盟団体はその創立から前項に定める期間を経ていない場合、準加盟とすることができる。準加盟に関する事項は細則で定める。

(登録)

第八条 各加盟団体は、毎年5月末日までに次に掲げる事項について書類或いは電子通信を以て本連盟に報告しなければならない。

- ① 名称
 - ② 所在地
 - ③ 連絡場所並びに電話番号
 - ④ 役員名並びに主将・幹事の住所（電話番号）
 - ⑤ 大学の行事日程
 - ⑥ その他、必要と認められる事項
- 2 各加盟団体は、毎年5月末日までに部員名簿を提出しなければならない。
- 3 各加盟団体は、前第一項に定める登録事項に変更を生じた場合は直ちに本連盟に報告しなければならない。

第三条 規約第七条第二項の規定により届出様式を様式1と定める。

2 加盟の許可については、常任幹事会において調査審議を行い、理事会の議を経て、幹事会の議決により、加盟を認める。

3 部員登録において、年度の途中での所属団体を変更することはできない。

第四条 規約第七条第五項の規定について準加盟大学は、加盟大学に準ずるものとし、準加盟期間に規約第三十条に抵触した場合は、除名の手続きを行う。

第五条 規約第八条第一項の規定により届出様式を様式2と定める。

第六条 規約第八条第二項の規定により届出様式を様式3と定める。

第三章 役員

(役員・任期)

第九条 本連盟に次の役員を置く。役員任期は3年とする。

会長 1名

副会長 若干名

相談役 若干名

顧問 若干名

先輩理事 数名

常任監査役 2名

2 本連盟に次の学生役員を置く。学生役員任期は1年とする。

幹事長 1名

副幹事長 若干名

常任幹事 若干名

学生理事 数名

監査役 2名

3 前項の学生役員は毎年11月末日までに幹事会において、選任する。

4 役員がその任期中交代した場合、後任者の任期は前任者の残余任期とする。

(会長)

第十条 会長は理事会の推薦、幹事会の議決により決定される。

2 会長は本連盟を代表し、総括する。

3 特に必要と認められた場合、名誉会長を置くことができる。

第七条 規約第九条第一項の先輩理事の数は次の通りとする。

先輩理事 13名以内

ただし、特別に必要な場合においては、11名を限度にその数を増加し、24名以内とすることができる。

2 選出基準は、各県1名、幹事長経験者、加盟大学監督、高体連関係者等を考慮する。

第八条 規約第九条第二項の学生理事の数は次の通りとする。

学生理事 13名以内

ただし、特別に必要な場合においては、6名を限度にその数を増加し、19名以内とすることができる。

(副会長)

- 第十一条 副会長は理事会の推薦、幹事会の議決により決定される。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

(相談役)

- 第十二条 相談役は本会の会長若しくは副会長経験者又は本連盟に功績のあった者の中から、会長が理事会及び幹事会の同意を得てこれを委嘱する。
- 2 相談役は連盟役員との相談にあずかるものとする。

(顧問)

- 第十三条 顧問は本連盟加盟団体の推薦、又は会長が特に必要と認めたる者を理事会及び幹事会の同意を得てこれを委嘱する。

- 2 顧問は連盟役員及び本連盟加盟団体の相談にあずかり、理事会に対して助言する。

(理事)

- 第十四条 理事は先輩理事及び学生理事とする。
- 2 先輩理事は理事会で推薦、幹事会の議決により会長がこれを委嘱する。
- 3 学生理事は幹事会において選出される。

- 第九条 規約第十四条第一項に関し先輩理事の辞任は理事会で、学生理事の辞任は幹事会でそれぞれ承認することができる。ただし、その職権は当該理事会の終結までとする。
- 2 理事に欠員が生じ、補充が必要なときそれぞれ補充する。

(常任監査役)

- 第十五条 常任監査役は会長が理事会に諮ってこれを委嘱する。
- 2 常任監査役は本連盟の業務及び会計について、助言する。
- 3 常任監査役は理事会、幹事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 常任監査役は総ての役員・理事が本連盟の目的の範囲内に行ない行為または法令若しくは本連盟規約に違反する行為をした場合は、理事会に報告しなければならない。

(幹事長)

- 第十六条 幹事長は幹事会において選出される。
- 2 幹事長は本連盟の会務を総括する。

(副幹事長)

- 第十七条 副幹事長は幹事会において選出される。
- 2 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはこれを代行する。

(常任幹事)

- 第十八条 常任幹事は幹事会において選出される。
- 2 常任幹事は事業部・広報部・経理部・女子部の各担当に当る。また、必要に応じて無任所の常任幹事を置くこともできる。

(監査役)

- 第十九条 監査役は幹事会において選出され、他の本部役員を兼ねることができない。
- 2 監査役は本連盟の業務及び会計を監査する。

(幹事)

- 第二十条 幹事は加盟団体から推薦された者が当り、加盟団体を代表する。但し、人数については細則で定める。
- 2 幹事は会務の円滑なる遂行に当る。

第四章 機関

(機関)

- 第二十一条 本連盟の機関として幹事会および理事会を設ける。
- 2 必要により専門委員会等を幹事会の決定によって置くことができる。

(幹事会)

- 第二十二条 幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事および幹事を以て構成し、定例幹事会は幹事長がこれを招集する。
- 2 幹事会は本連盟の最高議決機関であつて次の事項を議決する。

- ① 役員の選出
- ② 事業計画及び事業報告
- ③ 予算及び決算
- ④ 規約の改正
- ⑤ その他の重要事項

- 第十条 規約第二十条第一項の規定により幹事は各大学1名を基本とし、幹事会構成員の定数を幹事会で定める(別表1)。

- 第十一条 規約第二十二条第一項の定例幹事会は常会を毎年4月に、その他11月に開催する。11月定例幹事会を最終幹事会とする。

3 幹事会は、出席者の過半数を以て議決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

4 常任幹事会は、会務の企画立案を審議し幹事会に提出する。また、緊急事項の議決に当たり、幹事会の承認を得る。議決は3分の2以上の同意によって議決される。

5 幹事会の運営は幹事会運営規則で定める。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、各事業部・広報部・経理部・女子部・無任所の常任幹事および幹事を以て構成する。

2 定例常任幹事会は4月、7月および10月から11月までの間に開催する。

(趣旨)

第一条 この規則は、規約第二十二條第五項の規定に基づき、幹事会の運営要項について定めるものとする。

(運営の基本理念)

第二条 幹事会は、本連盟の運営が円滑に行われ、規約第五條に規定する本連盟の目的が達成されるよう、加盟団体の権利・義務を果たさなければならない。

(招集)

第三条 幹事会は、幹事長が必要と認めた場合、または幹事の3分の1以上若しくは監査役から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに、幹事長が、規約第二十二條第一項の規定に基づき、招集する。

2 幹事会を招集するには、その構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の7日前までに文書（電子文書を含む）をもって通知しなければならない。ただし、構成員全員の同意があるとき、又は急を要するときは、この限りでない。

(議長)

第四条 幹事会の議長は、幹事長がこれに当たる。

(定足数)

第五条 幹事会は、その幹事会構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(書面表決等)

第六条 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事会構成員は、同じ団体のものに代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決委任者は、前条及び規約第二十二條第三項の規定の適用については、幹事会に出席したものとみなす。

2 緊急やむを得ない場合であつて、幹事会を招集する暇いとまがないと認められるときは、幹事長は、その議決すべき事項を持ち回りで処理することができる。

3 幹事長は、前項の規定による処理をしたときは、次の幹事会においてこれを報告しなければならない。

(議事録)

第七条 幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 会議の日時及び場所
- ② 構成員の現在数
- ③ 会議に出席した大学名
- ④ 決議事項

(常任幹事会)

第八条 幹事会に、次に掲げる事業部・広報部・経理部・女子部の事務を処理させるため、常任幹事会を置く。

一 事業部は、規約第六条(第四号を除く)の規定に関して企画立案を行い、幹事会に報告し実施する。

二 広報部は、規約六条第四号の規定(大会のみならず学連全般に渡る)に関するものの記録・保存に当たり、剣道雑誌等への投稿を担当する。

三 経理部は、規約第二十四～二十七条の規定に関して実務に当る。

四 女子部は、女子剣道向上のための、企画立案事務等に当る。

2 常任幹事会は、幹事長が招集する。

3 常任幹事会を招集するには、その常任幹事会構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書(電子文書を含む)をもって通知しなければならない。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成14年11月2日から施行する。

(理事会)

第二十三条 理事会は、会長、副会長、先輩理事、学生理事で構成し、定例理事会は会長がこれを招集する。

2 理事会は、本連盟の重要事項及び緊急事項につき幹事会を補佐並びに指導する。

3 理事会の議決は、出席者の過半数を以て議決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、議決事項は必ず幹事会の承認を得なければならぬ。

4 理事会の運営は理事会運営規則で定める。

第十三条 規約第二十三条第一項の定例理事会は本連盟の選手権大会、優勝大会、新人大会の前日に行うものとする。

中四国学生剣道連盟理事会運営規則
(趣旨)
第一条 この規則は、規約第二十三条第四項の規定に基づき、理事会の運営要項について定めるものとする。

(運営の基本理念)

第二条 理事会は、学生主権の基本理念にのっとり、本連盟の運営が円滑に行われ、規約第五条に規定する本連盟の目的が達成されるよう、その任務を果たさなければならない。

(招集)

第三条 理事会は、会長が必要あると認めるとき、又は理事会構成員の3分の1以上若しくは常任監査役から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに、会長が、規約第二十三条第一項の規定に基づき、招集する。

2 理事会を招集するには、その理事会構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の7日前までに文書(電子文書を含む)をもって通知しなければならない。ただし、理事会構成員全員の同意があるとき、又は急を要するときは、この限りでない。

(常任監査役の出席)

第四条 会長は、必要あると認めたときは、常任監査役に対し、理事会への出席及び意見の陳述を求めることができる。

(議長)

第五条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
但し、議長は理事会構成員の中から議長補佐を置くことができる。

(定足数)

第六条 理事会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(書面表決等)

第七条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前条及び規約第二十三条第三項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

2 緊急やむを得ない場合であつて、理事会を招集する暇がないと認められるときは、会長は、その議決すべき事項を持ち回りで処理することができる。

3 会長は、前項の規定による処理をしたときは、次の理事会においてこれを報告し承認を得なければならぬ。

(議事録)

第八条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 会議の日時及び場所
 - ② 構成員の現在数
 - ③ 会議に出席した構成員（書面表決者及び表決委任者を含む。）の氏名
 - ④ 決議事項
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した構成員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(担当委員)

第九条 理事会に、次に掲げる事務を処理させるため、担当委員を置く。

- 一 理事会の議案とする事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 重要施策その他各担当部門の施策の統一を図ることが必要な事項に関する理事会の基本的な方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 前二号の任務を行うため必要な情報の収集及び調査に関すること。
- 四 その他理事会において必要と認める事項。

第五章 会計

(経費)

第二十四条 本連盟の経費は、連盟会費・寄付金その他の収入を以て充てる。連盟会費については内規で定める。

(会計年度)

第二十五条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日を以て終わる。

(予算・決算)

第二十六条 本連盟の予算は、幹事会の承認を得なければならぬ。

2 本連盟の決算は、最終幹事会までに終了し、常任監査役及び監査役の監査報告と共に幹事会の承認を得なければならぬ。

(経理事務)

第二十七条 本連盟の経理事務は、常任幹事1名・幹事3名がこれにあたる。

2 前第一項に関し担当委員は次の部門を各々担当する。

①大会

本連盟が主催する選手権大会・チャレンジカップ・優勝大会・新人大会の各大会の企画運営全般について

②教育・研修

リーダーズセミナー、各種講習会等の企画運営全般

③経理

本連盟の会計経理及び財務全般

④広報

大会等、賞罰等の記録及び保存
記念誌等の発刊、雑誌等への投稿
大会以外の記念事業の企画

⑤全日本学生剣道連盟（以下「全日」という。）

全日の常任理事・理事
全日本大会の審判員選考等全日本関連の事業に関する企画

⑥審判部

先輩及び学生の審判技術の向上を図る
審判技術に関する情報の収集及び広報
審判員登録の拡充及び管理

(監査請求)

第二十八条 幹事会は構成員の3分の1以上の連署を以て会長に監査の請求をすることができる。請求を受けた会長は直ちに常任監査役および監査役に監査を命じ、その結果を速やかに幹事会に通知しなければならない。

第六章 栄典・罰則

第二十九条 栄典制度については別にこれを定める。

第三十条 本連盟加盟団体またはその構成員(本連盟役員を含む)が本連盟規約に違反し本連盟の名誉を傷つけまたは秩序を乱した場合、加盟団体の部長または監督は不祥事の報告等を当連盟本部に届け出なければならない。

2 加盟団体または第三者からの報告を受けた場合、本連盟は特別の委員会を設けてこれを調査し、その報告に基づき、幹事会の議決により懲戒処分を行うことができる。

第十四条 規約第二十九条の栄典制度は、本連盟加盟団体・登録部員或いは卒業生が、本連盟の発展に寄与したと認められる者を加盟団体・理事会・幹事会で推薦し、その栄誉を称える。

2 満年齢が65歳以上で本連盟の事業に協力した中四学連剣友会に所属する会員を顕彰する。

第十五条 規約第三十条第二項に規定する特別の委員会は、会長の諮問機関として調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、5名以上10名以内とし、調査対象に関連する者は委員としない。

3 委員は、剣道に関する経験と知識を有する者で、学識豊かな見識を持ち公正な判断をすることが出来る者のうちから、理事会の同意を得て会長が任命する。

4 調査委員会は調査委員長が立ち上げ、調査委員長が学生の委員を数名任命する。

5 委員の期間が長期に及ぶ場合であっても、先輩役員の改選に併せて行う。再任は妨げない。但し、学生の委員は1年とする。委員に欠員が生じた場合に、補って任命された委員は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

- 6 調査委員会の審理は、非公開とする。ただし、調査委員会は、審理の公正が害されるおそれなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。
- 7 調査委員会事務局は、幹事会のうちから、担当者を選任することとする。
- 8 規約第三十条に規定する懲戒処分の内容は次のとおりとする。
- ア 訓告
文書或いは口頭にて戒める。
- イ 戒告
始末書を取り、将来を戒める。
- ウ 出場の資格停止
無期限または期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する。
- エ 出場権剥奪
全日本大会等本連盟の代表者として出場権を獲得している場合の権利を剥奪する。
- オ 公式試合に関わる職務の停止
無期限または期限を付して公式試合に関わる職務の全部または一部を停止する。
- カ 除名
本連盟の構成員から排除する。
- 9 懲戒処分のうち除名は、幹事会における4分の3以上の同意を要する。
- 10 除名以外の懲戒処分は、幹事会の過半数の同意を要する。
- 11 権利等の停止は、幹事会の議決により解除することができる。
- 12 調査対象当該団体の責任者、対象個人には必ず弁明の機会を与える。

第七章 解散

第三十一条 本連盟の解散は幹事総数の3分の2以上の同意を得、本連盟会長に届出なければならない。

第八章 規約改正

第三十二条 本連盟の規約を変更改正する場合は、幹事会で3分の2以上の承認を得、本連盟会長に届出なければならない。

附 則

第一条 本連盟規約に必要な細則は幹事会の議を経て決定する。

第二条

- 一、本規約は、昭和41年5月15日より施行する。
- 一、本規約は、昭和61年4月6日より一部改正実施する。
- 一、本規約は、平成2年7月22日より一部改正実施する。
- 一、本規約は、平成5年10月1日より一部改正実施する。
- 一、本規約は、平成11年12月11日より改正実施する。
- 一、本規約は、平成13年4月22日より一部改正実施する。
- 一、本規約は、平成14年11月2日より一部改正実施する。
- 一、本規約は、平成19年7月29日より一部改正実施する。
- 一、本規約は、平成25年10月12日より一部改正実施する。
- 一、本規約は、平成28年11月3日より一部改正実施する。
- 一、本規約は、令和元年9月7日より一部改正実施する。

附 則

第一条 本細則は、平成11年12月11日より改正実施する。

- 一、本規約は、平成13年4月22日より一部改正実施する。
- 一、本細則は、平成14年11月2日より一部改正実施する。
- 一、本細則は、平成22年12月11日より一部改正実施する。
- 一、本細則は、平成24年4月1日より一部改正実施する。
- 一、本細則は、平成24年8月25日より一部改正実施する。
- 一、本細則は、平成27年9月5日より一部改正実施する。
- 一、本細則は、令和元年9月7日より一部改正実施する。

附 則

(施行期日)

第一条 本細則は、平成11年12月11日より改正実施する。

- 一、本規約は、平成13年4月22日より一部改正実施する。
- 一、本細則は、平成14年11月2日より一部改正実施する。
- 一、本細則は、平成18年12月9日より一部改正実施する。
- 一、本細則は、平成22年12月11日より一部改正実施する。

細則の一部を改正する案に対する附帯決議

細則第7条の先輩理事に関する員数の改正をするに当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

理事会構成について、本連盟は、学生主体の団体であることから、先輩役員が学生の意見を尊重することなく運営をすることを避けるため、理事会構成員の先輩と学生の人数が同数になるよう定数を定めて運営をしてきました。

しかしながら、先輩理事の構成が高齢を迎え、また社会的地位も多忙な時期を迎える人員体制となり、将来へ向けての運営を引き継ぐ先輩理事の人材育成に危機が生じる恐れがあり、たとえ、構成員比率の先輩役員が多くなろうとも過渡的措置ではありますが、若手先輩理事を数名委嘱し、先輩理事の役割を分担し、組織の維持発展に資さなければなりません。とはいえ、前述のとおり学生の意見を十分に尊重するよう先輩役員は心掛けなくてはなりません。

以上、決議する。

第一章 連盟費

第一条 規約第二十四条の規定により連盟会費を次の通りとする。

- 一 削除
 - 二 個人登録費を一名につき参阡伍百円とする。
 - 三 全日本学生剣道連盟登録費を一名につき参阡伍百円とする。
 - 四 ほかに幹事会の議決により特別会計を設けることができる。
- 2 連盟会費を納入していない場合、全日本学生剣道連盟並びに中四国学生剣道連盟主催の事業に参加できない。
 - 3 連盟会費を1年以上納めない場合は、規約第三十条の規定により処分を受けることがある。

第二章 旅費交通費

(役員)

第二条 会長・副会長・全日理事・先輩理事・常任監査役の旅費交通費は会計より実費支給する。但し、交通費請求書の往復金額の下3桁(100円の位)を四捨五入する。

(審判員)

第三条 大会時において、役員と同様に支給する。

(顧問医師)

第四条 大会時において、役員と同様に支給する。

(幹事役員)

第五条 幹事長・副幹事長・常任幹事の旅費交通費は実費支給する。但し、全日・中四の大会へ選手として出場する場合は、支給しない。又、学生理事の旅費交通費は支給しない。ただし、経理担当先輩理事或いは幹事長が認めた場合は、実費支給する。

(幹事)

第六条 常任幹事会へ出席する各事業部・広報部・経理部・女子部の幹事については、常任幹事会及び必要と認められた全日大会・全日理事会出席の場合に実費支給する。

(日当)

第七条 幹事長、副幹事長、各事業部・広報部・経理部・女子部の常任幹事及び幹事が中国・四国地区を出て全日本大会等や全日理事会等に出席する場合に日額参阡円を支給する。但し、選手として出場する場合は、支給しない。

(宿泊費)

第八条 1泊の実費を支給する。必要に応じては、朝食・夕食費用も実費支給することもある。但し、ホテル自室内等での飲食及び電話代等は自費とする。連盟に関する電話代は通信費にて別に請求すれば、実費支給する。

2 宿泊費を伴う理事会は、経理担当先輩理事或いは幹事長が必要と認めた場合のみ、実費支給する。

(交通費加算金)

第九条 中四国学生剣道連盟主催及び全日本大会の主幹大会における交通費加算金を次の通り支給する。

対象者	交通費加算金
中四国学生剣道連盟 会長	参阡円
副会長	参阡円
先輩理事	参阡円
常任監査役	参阡円
審判員	参阡円
顧問医師	参阡円

(兼任の場合は参阡円のみとする)

2 全日大会時(中四国域外)は、会長、副会長、先輩理事は1律に参阡円とする。但し、審判員は大会1日につき、五阡円とする。

第三章 慶弔費用

(慶事)

第十条 中四学連剣友会会員並びに中四国学生剣道連盟加盟部員が本連盟の発展に寄与したと認められた者に対して、その都度、会長・副会長に諮るものとする。

(弔事)

第十一条 弔事に関しては次の通り支給する。

対象者	病氣見舞い（入院1ヶ月以上）	香典（供花料を含む）	弔電
会長	壹萬円	参萬円	○
副会長	壹萬円	貳萬円	○
相談役	壹萬円	貳萬円	○
顧問	参阡円	貳萬円	○
先輩理事	壹萬円	貳萬円	○
常任監査役	壹萬円	貳萬円	○
学生幹事	参阡円	壹萬円	○
任期満了引退された先輩役員			
（2期6年以上）		参萬円	○

2 他の地域連盟等に関しては、全日本学生剣道連盟の規定に準ずる。
 （兼任の場合は金額の高い方とする）

附 則

（改正）

第一条 本連盟内規は幹事会の議を経て決定する。

第二条

- 一、本内規は、平成2年7月22日より施行する。
- 一、本内規は、平成5年10月1日より改正実施する。
- 一、本内規は、平成11年12月11日より改正実施する。
- 一、本内規は、平成14年11月2日より改正実施する。
- 一、本内規は、平成16年4月1日より改正実施する。
- 一、本内規は、平成22年12月11日より改正実施する。
- 一、本内規は、平成24年4月1日より改正実施する。
- 一、本内規は、平成27年4月17日より改正実施する。
- 一、本内規は、令和元年9月7日より改正実施する。
- 一、本内規は、令和5年4月1日より改正実施する。